

【建設コンサルタント等】条件付一般競争入札の実施について

本市が発注する建設コンサルタント等業務委託で、条件付一般競争入札を実施する案件の入札参加資格は、次のとおりですが、条件付一般競争入札の対象の価格帯でも、発注状況等により、指名競争入札を適用する場合があります。なお、令和5年度は、試行的な運用であるため、実態に合わない場合、所要の見直しを行います。

また、測量、地質調査、補償コンサルタント業務委託において、予定価格が「50万円超500万円未満」の案件は、指名競争入札で不調や不落となった場合、条件付一般競争入札を実施することがあります。

1 対象

- 予定価格が2,000万円以上の建築設計及び建設コンサルタント業務委託
- 予定価格が500万円以上の測量及び地質調査、補償コンサルタント業務委託

2 参加資格要件

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 本業務委託の告示日から入札参加資格の確認日までの間で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 共通要件

① 全業種

- ア 市内に本店を有する者
- イ 宮崎市競争入札参加資格名簿に発注案件の業種（部門）に登録がある者

② 業種別

ア 登録

建築設計	建築士法第23条の3第1項の規定による建築士事務所を市内に有し、本市の規定による当該部門の登録を有すること
測量	測量法第55条の規定による測量業者の登録を有すること
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第2条の規定による当該部門の登録を有すること
地質調査	地質調査業者登録規程第2条の規定による登録を有すること
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条の規定による当該部門の登録を有すること

イ 手持制限（件数）

手持案件には、件数の上限（本市が指定する災害等の応急措置のほか、業務委託に付帯する随意契約の案件は手持件数に含まれません。）を設定します。

測量 ----- 地質	本業務委託の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した同種の業務委託で完了していない業務委託の件数が、当該業種で1件以内であること。
補償コンサルタント	本業務委託の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した同部門（営業補償有、営業補償無）の業務委託で完了していない業務委託の件数が、当該業種の部門で1件以内であること。

ウ 履行実績

□ 共同企業体

	代表者	構成員
建築設計	<p>当該部門（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）の登録があること。</p> <p>なお、総合（意匠）は、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了した実績があること。</p> <p>また、構造又は電気設備、機械設備は、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務業務を共同企業体として履行、完了した実績があること。</p>	<p>当該部門（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）の登録があり、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託を元請で履行、完了した実績があること。</p> <p>なお、総合（意匠）は、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託のうち、新築工事、又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了した実績があること。</p>
建設コンサルタント	<p>当該部門（河川、道路、上水道、下水道、農業土木、鋼構造等の21部門）の登録があること。</p> <p>なお、当該年度を含む11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託を共同企業体として履行、完了した実績があること。</p>	<p>当該部門（河川、道路、上水道、下水道、農業土木、鋼構造等の21部門）の登録があり、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託を元請で履行、完了した実績があること。</p>

□ 単独

建築設計	<p>当該部門（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）の登録があり、当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託で、発注案件の予定価格を超える業務委託を元請で履行、完了した実績があること。なお、総合（意匠）は、国又は地方公共団体等の発注案件のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了しているもの。</p>
建設コンサルタント	<p>当該部門（河川、道路、上水道、下水道、農業土木、鋼構造等の21部門）の登録があり、当該年度を含む11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した当該部門の業務委託で、発注案件の予定価格を超える業務委託を元請で履行、完了した実績があること。</p>
測量 ----- 地質調査	<p>当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した同業種の業務委託で、発注案件の予定価格を超える業務委託を元請で履行、完了した実績があること。</p>
補償コンサルタント	<p>当該部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）の登録があり、当該年度を含む過去11か年度において、本市が発注した当該部門（営業補償有、営業補償無）の業務委託で、発注案件の予定価格を超える発注業務を元請で履行、完了した実績があること。</p>

【参考】条件付一般競争入札の対象の価格帯における指名競争入札の適用について

指名競争入札は、案件数が少ない業種や対象となる事業者に限られる案件に適用します。なお、案件の入札方法や発注時期等は、発注見通しで公表しますが、内容は変更する場合があります。

- (1) 本市の発注が進み、参加資格要件を満たさない事業者が増え、競争環境の確保が難しくなった場合
- (2) 品質確保の観点から、特定の事業者しか対応できない場合
- (3) [下表] 条件付一般競争入札の対象となる予定価格の下限に近い価格帯

※ 年度当初からの対応とし、期間は業種ごとに設定します。

業種・部門	価格帯
測量・地質調査	500万円以上 800万円未満
補償コンサルタント（営業補償有・営業補償無）	